

平成28年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回） 会議録

1. 会議名称 平成28年度世田谷区公契約適正化委員会（第1回）
2. 担当課名 財務部経理課
3. 開催日時 平成28年5月16日（月）午後6時～午後7時30分
4. 開催場所 世田谷区役所第1庁舎2階入札室
5. 出席者
委員
 中川会長、永山副会長、五十嵐委員、児玉委員、小部委員、竹内委員、田村委員、豊田委員、三浦委員
事務局
 本橋財務部長、梅田経理課長、鈴木契約係長、林田、小野塚、矢崎
6. 会議の公開の可否 非公開
7. 会議を非公開とする理由
 会議の性質上、契約・入札制度や予定価格等、区等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれのある内容に議事が及ぶ可能性があるため。
 （世田谷区情報公開条例第7条第6号ロ）
8. 会議次第
 1. 開会
 2. 議題
 - （1）答申に向けて
 - （2）その他
 3. 閉会

平成28年 5 月16日

世田谷区公契約適正化委員会（第1回）

会長 時間ちょっと前ですけども、皆さんおそろいになりましたので、今年度第1回の世田谷区公契約適正化委員会を開催させていただきます。

1月からしばらく時間があいておりましたけれども、今年度は、区長からの諮問に対して、夏を目途にこの委員会として答申を出していくというスケジュールになっております。また、昨年度ここでも議論いただきました労働報酬下限額の話が、新年度になって、周知期間を置いて実施されていく段階になってきております。そういった点につきましても後ほど事務局から御説明があるかと思いますが、最初に資料の確認を事務局からお願いいたします。

事務局 私のほうから今日の資料の確認をさせていただきます。まず初めに、本日第1回ということで、新年度の次第でございます。2枚目が、今日から8月中旬ぐらいを目途に答申ということで、そのスケジュール的なものでございます。それと、ちょっと時間があきましたので、参考で公契約条例と施行規則、区長の諮問、あと中間報告を各位のテーブルに置かせていただいております。実際は次第と今後の進め方という形になるかと思っております。資料は以上ですけども、資料がない方はいらっしゃいますでしょうか、大丈夫ですか。よろしく申し上げます。

会長 資料はよろしいでしょうか。

それから、先ほど(委員名)から、4月15日に公契約のシンポジウムが行われたということで、そのアンケートの集計結果が机上に配付されているかと思っております。その資料がもう1つございますので、よろしく申し上げます。

それでは、答申に向けてということで、昨年からございましたが、今年の夏に向けて……。

委員 議題に入る前にちょっとよろしいですか。私のほうで疑問と意見がありますので、それをちょっと申し述べたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

会長 はい。

委員 まず1つは疑問についてですが、部会も委員会も中間報告というのが出まして、委員会においては労働報酬下限額が85%あるいは70%で両論併記されています。それが最終の中間報告によりますと85%に集約されている。この辺の経過、いきさつですが、我々が述べた意見が一切反映されていないというのはいかがなものかと。打診もないということは、ちょっと私は変に思います。

それから、今の労働報酬下限額について具体的な例を申し上げますが、私どもが商売としている型枠大工ですが、新年度、この28年2月にまたアップいたしまして、1人工が2万4300円という数字になります。それに85%を掛けますと2万655円ということになります。技能労働者の月の平均労働日数が23.4日としますと、それを掛けますと48万3327円という数字になるんですね。大工さんと言われるのは、例えば18歳で入って三、四年見習いということで、一人前に

は見られないわけですが、二十三、四歳ぐらいになりますと立派な技能者として見られるわけですね。そうしますと、例えば一般のサラリーマンと比べて二十二、三歳の方が倍以上の金額をもらうというのは、ちょっと不合理じゃないかと。大卒で就職しても初任給がせいぜい二十一、二万というのが相場だと思えますが、それに対して倍以上の金額になっている。この金額を12カ月掛けますと、1年掛けますと年収580万円という数字になります。今言った月収もそうですが、年収にしても、二十三、四歳の人間に580万円が果たしていいのかなということですね。

それから、例えば私どもが申した下限額70%にしますと1万7010円、それが23.4を掛けますと39万8034円ということで、通常の大卒の初任給に対しても約2倍近い数字になっている。それに12を掛けますと約480万という数字になります。私はこれでも高いかと思うんですが、二十三、四歳の人間が580万円もらえる世界というのはどこにあるんですかと。非常に非現実的な数字じゃないかというように思います。大工の年収が低い、低いと言われていますが、それは300万円台の話でありまして、今はそれがよくなってきている段階の中で、これだけ上げるのが理想的ですよと言っても、調査して果たしてクリアできる人が幾らいるのかということで、ちょっと行き過ぎではないかなというのが私の意見でございます。

会長 今のところの経緯も含めて。

事務局 私のほうから経緯をお答えさせていただきます。昨年末にこの適正化委員会が開かれまして、その後、中間報告がまとめられて、区に出されました。そのときにもお話ししましたように、ちょうど28年度予算を取りまとめているところでございます。私どもも予算担当の財政課のほうに待ってもらって、区の一部をとめてもらってやっている中での扱いという大変タイトなスケジュールの中で、鋭意検討させていただいております。

今回、この適正化委員会からの中間報告ということで、労働報酬専門部会からもいただいております。それを参考に、ほかとのバランス、あるいは財政的な措置ができるかどうか、そういったことを総合的に勘案いたしまして、決めさせていただいたところでございます。当然報告書の中には70%、あるいは85%という数字が入っておりますので、それを私ども区としての判断の中で決めさせていただいたという状況でございます。

今、(委員名)からもお話がございましたけれども、現場として二十三、四歳の技能者が非常に高い給料になってしまう、逆転現象というんでしょうか、一般の事務で入ってきた大卒がまだそこまでいかないのに、大工が高い給料をもらってしまう、払わなきゃいけないという部分はあるかと思えますが、今後、そういった課題もこの中できちっと議論をしていただいて、区として、じゃ、

何%がいいのか。それから、今後いろいろ労働報酬単価の話になったときに、950円に決めさせていただきましたけれども、それ1本でいいのかどうか、いろいろな議論が出るかと思っております。その議論をさらに踏まえまして、29年度に向けてというふうに思っております。

今回告示させていただきましては、設計労務単価の85%ということになりまして、これは7月1日の契約以降に適用させていただこうと考えておりますが、私ども、当然今のような御意見も出ておりますので、現場実態をさらにお話を聞きながら、今後どういう形で決めていくかということで考えていきたいと思っております。

委員 世田谷区は総合的に勘案してそういうふうに決めたということですが、もしそれを出すなら、各委員に対して打診があってもおかしくないんじゃないかと私は思うんですね。高く言っている労働者の立場の人もあります。我々事業者のほうは低く言っているわけですがけれども、じゃ、こういうふうにしますよという話を、書類に出す前に打診すべきじゃないですか。

事務局 その点につきましては、本当にスケジュール的にタイトな中でやりました、私ども、恐らく打診という形でお話し申し上げたときに、またその議論の繰り返しになってしまうかどうかわかりませんが、お時間のない中で、もうこれで行かせていただきたいというつもりでございましたので、その点、委員会を開くいとまがない、あるいは個別に御説明するいとまがない中で、そこは私どもは課題だと思っております。そんなことで区として決めさせていただいたような経緯、時間的な制約がございましたので、そここのところは今後そういうことがないように、時間に余裕を持ってやれればというふうに思っております。

会長 (委員名)、よろしいですか。

委員 一応その下限額についてはまだ検討する余地はあるということで理解しておいてよろしいですか。

事務局 後ほど説明しますけれども、8月に答申をとということで、やはりここでの議論だけでは見えてこないいろんなこともあるかと思えます。また、逆に高過ぎる、逆に低過ぎるというふうな議論も、これをまた徐々に進めていく中で、このメンバー以外にもやはり現場から声が上がってくる、あるいは事業者、経営者からも声が上がってくるというのを広くお聞きした上で、どういう形がいいのかというのは私どもも注視しているところでございますので、そういったことを含めて、区のこういう公契約条例の施行に役立てていきたいというふうに考えております。

委員 先日、公契約のシンポジウムがありましたが、その中で、やはり委託契約等の時間当たりの単価、これも1093円が役所の都合で950円になってしまっ

た。この辺も非常に批判が出ていますよね。ですから、これについてもやはりもう少し検討する必要があるんじゃないかなと思いますね。

委員 後で日程の話があるんですよね。

事務局 はい、します。

委員 今の（委員名）のお話は私ももっともだと思うので、私はそんな意見を言ったんですけれども、日程があって、まだ検討する日が入っているように思うんですが、ちょっとこの御説明をいただいて、進めていただいて……。

会長 ほかにはよろしいでしょうか。

委員 今の（委員名）のお話というのは、答申が出た後の手順の問題を言っておられるんですか。

会長 この間の中間報告の後の手順の話という意味ですね。

委員 中間報告の後の手順の話になるわけですか。つまり、出しました、出た後の最終答申案に対して、今事務局がおっしゃったことは、時間が足りない、それから財政事情、バランスとおっしゃいましたが、条例をつくったその他の区とのバランスという意味でしょうか。

事務局 もちろんそれもあります。

委員 そういうものを勘案してという、その出し方に問題があるということ……。

委員 ええ、中間報告は部会も出ていますし、委員会からも中間報告が出ていますね。そのときに出ている内容というのは、先ほど言いましたように、70%、85%、同時に書いているわけですね、事業者側の意見と労働者側の意見ということで。それが最終的に出てきた中間報告では、85%に決めつけている。それから、委託等の時間単価にしても950円というふうに決定しましたよという形で公表されていることが、ちょっと違うんじゃないかと。もうひとつ委員会の中でも、委員の皆さんが納得する点を見つけて、それで中間報告にするのが本当じゃないかというふうに私は申し上げたんですが、ただ、事務局のほうは、時間的な制約もあって、なかなかそこまででき切れなかった、区のほうの意向でそういうふうに決めてしまいましたよということですよ。

会長 28年度に関してはそういうふうに決めていきましたと。それで、この適正化委員会としては、29年度に対しての答申を出していくので、そのときには、この労務単価の問題、最低賃金の話等々は、今後さらに議論を煮詰めていくことになるというように私は解釈しました。

よろしいでしょうか。

それでは、スケジュールであるとか、どの程度議論をする時間があるのだろうかということもありまして、4月以前に皆様のスケジュール等々の確認をさせていただいて、今は共通項として日にちが合うのがこの辺ですということ

1つの話が出ておりますので、少し今後の進め方の話も含めて、事務局からよろしく願いいたします。

事務局では、お手元の「平成28年度公契約適正化委員会の進め方(案)」をごらんください。先ほど8月に答申をいただく予定になっているというお話がございました。これは平成29年度予算に間に合わせる予定で考えております。例年、世田谷区の予算要求の作業は、8月末に予算の依命通達が出まして、9月、10月の中旬ぐらいまでかけて予算要求の作業をします。その後、財政課で数字を取りまとめて、ヒアリングを行ったり、財政としての査定に入って、年内に数字を固めるのが例年の作業になります。ですから、これは財務部だけではなくて、区全体で29年度予算をどうするかといったときにはある程度、早い部ですともう検討に入っていますし、遅くても7月には方針を決めて、8月にはどうするかというようなことがございます。

予算要求とあわせてですが、大きな事業になりますと、これは予算をつけるつけないだけの話ではなくて、区としてその政策をやるかやらないかということで、政策として決定しなければいけない。計画にあらかじめのっているものはいいんですけども、やはり政策として決定しなければいけない部分も出てきまして、そういう中でのスケジュール組みになっております。

日付が5月16日から8月15日と入ってございます。これは昨年度3月に、委員さん皆さんに、この新年度、つまり28年度に入ってから適正化委員会等の日程で御都合のよろしい日という中で、共通の日で設定をさせていただいているところです。第1回目が5月16日、今日ですけれども、この後、皆様方の御都合がよろしいのが6月20日、7月4日ということで、これはそのときにお調べいただいた日にちで入れてございます。そうしますと、7月下旬ぐらいには答申をいただいて、調整等もございませうから、8月15日を予備日ということで、8月中旬もしくは下旬には答申を確定したいと考えてございます。

これは適正化委員会の中に労働報酬専門部会がございませうので、特に労働報酬下限額については部会での御検討、御議論をいただくということで、例えばですけれども、適正化委員会を4回開くという案もあるかもわかりませうし、いや、そこはやっぱり労働報酬専門部会は切り分けて独自の議論をしたいということもあるでしょうし、この案に関しましては一応切り離れた形で、今日、ある程度今後の方針を決めていただいて、労働報酬専門部会で検討する部分、それから入札制度改革の検討する部分ということで、そちらのほうはこの中では見えておりませうけれども、入札監視のほうはここには載せておりませうが、こういう形で御議論いただいて、御検討いただいて、次回、第2回目の適正化委員会は7月末になりますけれども、これに上げていただくということで考えております。

今回の日程調整で私どもが大変苦勞しましたのは、委員の皆様方は本当にお忙しくて、共通の日がなかなかとれないというのが本当に悩みでございまして、その間、これはメールでのやりとりと書いてありますが、あるいは電話なりファクスなりでも構わないと思うんですけれども、そういうやりとりの中で情報共有をしながらやっていければと思っております。

前回、昨年度もそうだったんですが、区長との意見交換会、これは正式な委員会としてではありませんけれども、持たせていただきました。今日の皆さんの御意見でよろしければ、間に、答申が確定する前に、区長との意見交換会を持てればということで、区長にもお話を上げてまいりたいと考えております。それは答申（案）の前がいいのか後がいいのか、また区長の日程もございまして、こういったことでやりとりをしていただければと私どもは考えております。

今回、諮問文もあわせて机上配付させていただきました。前回は、委員会の会長名、それから部会の部会長名、2本出していただきましたけれども、あくまでも諮問に対する答申ということをお願いしたいと考えておりますので、諮問したのは適正化委員会のほうをお願いしてございますので、できましたらこれ1本で、会長名でお出しいただきたい。この間、もちろん労働報酬専門部会の御議論も入札制度改革との両輪という御意見も出ておりますので、その部分できちんとわかるような形でいただければと考えております。

あくまでもこれはたたき案ですし、また、8月の答申まで余裕を持ってはいますけれども、委員さんによっては御都合が悪かったり、あるいは都合が悪くなったりということもあるかもわかりませんが、基本はこれで進めさせていただければと思っております。

委員 済みません、今御説明いただいた進め方の日程は、例えば6月20日は労働報酬専門部会の会議を開催するという趣旨なんですか、この「検討」というのは。

事務局 はい、おっしゃるとおりです。

委員 これは何時からやるんですか。

事務局 時間のほうは決めていなかったんですけれども、あいている時間ということでその日をとっていますので、部会のほうで午前、午後、あるいは申しわけないですけれども夜とか、そういう形になるかと思えます。

委員 7月4日も同じですね。

事務局 そうですね、同じような形です。

委員 予定の聞き方が、ちょっと乱暴と言ったら言い方が悪いかもしれないですけれども、今3カ月、4カ月先まで、この日はどうだ、バツの日を入れてくれと言われると、逆にこの予定があるから一応バツかなというふうに書きま

すけれども、むしろこっちが入ってくるのであればちょっとずらそうかという逆の発想もできるのに、マルかバツかただと非常にきつかったなというのがありまして、だから今回出してもらったので日にちを決めたのであれば、ここに時間が入っていないというのは、むしろ提案する側としてはちょっと……。

事務局 これは、今回、各委員さんの日程をとるのもかなり苦労しまして、例えば6月20日ですけれども、うちのほうの聞き方が午前10時から午後5時ぐらまでの間という形で、午前、午後でたしか聞いていると思うんですけれども、先のことなので1日の中で押さえて、その後、午前なり午後という形を、申しわけないですけれども、とらせていただいた形です。

委員 私は今1日あけておかなきゃいけないということですね。今の言い方はそういうことですね。随分乱暴ですね、やっぱり。

事務局 その当時は、そうですね、私たちが聞いたのは3月ですので……。

委員 いや、それは3月でいいですけれども、今です。

事務局 それは今ここで、例えば6月20日が労働報酬専門部会ですので、その部会員の中で午前がいいとか午後がいいというのは、それはいいと思います。

委員 今決めるということですね。

委員 私が質問しているのは、これでいくと6月20日と7月4日は労働報酬専門部会をやりますよと、これはいいですね。7月28日と8月15日は適正化委員会をやるんですか、この書き方は。

事務局 やる予定で組んでございます。

委員 わかりました。それを前提にちょっと私、意見を申し上げたいんですけども、私、去年の今ごろ上申書を出しているんですよ。どういう上申書かというと、労働報酬専門部会は専門部会でいわゆる報酬下限額を決めるけれども、諮問問題については同時並行的にやるべきだという上申書をお出しして、もう忘れられちゃったかもしれないけれども、私はこういう事態が起きるだろうということを予想していたわけですよ。8月15日はどうするかわからないけれども、結果的には毎月やるといたって日程がもうそもそも合わない。だから私は全員いるところで日程をどんどん決めていったらどうかという決め方も言ったけれども、それは議会がどうだとか何とかと言うから、我々は議会は関係ないんですよ、言っちゃ悪いけれども。あなた方は関係あるかもしれないけれども。そういう意味では、我々のこの10人の都合でどんどんどんどん入れていってもらえれば、もうちょっと2カ月に1遍ぐらい入れておいてもらえれば、こんなことにならなかったと思うんですよ。私はそういうことを心配して、去年そういう上申書を出しているんですよ。

今年はどうしょうがないからこれでやってもらいますけれども、来年以降、ある程度毎年やらざるを得ないと思うんで、そういう意味で来年以降は年間ス

スケジュールを全員がいるところで手帳を開いて決めて、お互いそれは死守する、そういうふうなやり方をぜひ29年度はやっていただきたいと。そうしないと、今まで半年お休みしていたわけですね。突然今になって8月15日までには答申をつくるということになってこうなっちゃうわけで、そうするとばたばたと日程が合わなくなるのは当たり前なんですね。そういう意味で私は、2カ月に1遍か1カ月半に1遍ぐらい入れておいてもらえれば、無理なく入れられるというのが1つ。

それから、全員がいるところで手帳を開いて入れてほしいと。そうすればお話しのとおり、例えば（委員名）がここだけは、じゃ、この分は別な日にやって、ここだけは1回無理して入れちゃうとか、そういうことができるというので、入れ方としても全員がいるところであらかじめ先々入れてくださいと。そういうふうにししないと結局、8月15日に会議をやったことは今までないんだけど、しょうがないかなとは思いますが、こういうことになってしまうので、今年はしょうがない、これでいいと思うので、来年からぜひそういうことを再検討いただきたいと思います。

委員 それともう1つ、今のに関連してですけれども、3月にこの日は大丈夫だ、この日はだめだという予定を出しますが、その後、決定までの間に、また次の予定をいろいろ入れなきゃならない事情が出てくる。やるかやらないかわからないので、どうしたらいいか。マルをつけたところがどうなったかというのを2カ月近くにわたってたなざらしにされるとというのは、日程の決め方として、メールのやりとりとおっしゃいますけれども、ちょっと難しいんじゃないかと思うんですね。予定を報告させておいて、その後2カ月たなざらしにしてどこかで入れるというのは、もう少し迅速にできないものかという気がするんです。ですから、やっぱりこれまでのように、手帳で現実に次はどうするとやったほうが的確じゃないかと思うんですね。

事務局 今委員の方からいろいろ御意見いただきまして、先ほど申し上げたように、本当に事務局としても苦慮しているところでございます。ですから一番いいやり方でやっていければと思います。確かに（委員名）がおっしゃるように、今日の段階で時間が入っていませんので、後ほど何時の時間帯がいいのか、あるいは、この日はもう都合が悪くなった方が多いから別にしようというのであれば、それは労働報酬専門部会、あるいは適正化委員会の中で変えればいいんですが、まず事務局として皆さんのメールを御確認して全体を押さえておきませんか、答申に向けてかなりタイトなスケジュールの中で、またこの日はできない、できないとなりますと、今度は逆効果になってしまいますので、委員からの御指摘を踏まえて、事務局でも日程設定をやっていきたいと思いません。

8月15日はちょうどお盆のあたりで、(委員名)からお話がありましたように、この期間は余り会議をやったことがないということであれば、こちら辺は進捗状況を見ながらすすめることも可能かとは思いますが、それも含めて時間の御連絡、あるいは予備日の変更等も含めて考えていければと思います。ただ、もう本当に予定が、この日で切ってすっと入れないとなかなか厳しい状況にありますので、その点はちょっと御理解いただければと思います。

委員 もう1点だけ。最終答申の話なんですが、この条例の7条を見ると、労働報酬下限額は労働報酬専門部会の専権事項なんですね。それに関して、この適正化委員会が何か意見を出すということは、総論的、一般的なことはいいと思うんですけども、具体的には労働報酬専門部会が区長に直接答申することになっているんですね。そういう意味では、最終答申のいわゆる適正化委員会の部分と、それと重ならない労働報酬専門部会の部分は、峻別すべきではないかなと思うんですね。中間報告の場合はいいと思うんですが、そうしないと労働報酬専門部会の位置づけが曖昧になる。

もう1つ言い方を変えると、平成29年度の労働報酬下限額をどうするか、さっき(委員名)からお話があったように、これから我々が議論して、できれば8月15日までに平成29年はどうするのかというのを決めなきゃいけないのかもしれない、逆に言うと。そういう意味では、それはそれとして、それは労働報酬専門部会の仕事なので、区長に対する最終答申として適正化委員会が出すのは当然求められているんですけども、それと別に労働報酬下限額の問題は、労働報酬専門部会が専権事項としてまた更新すべきだというふうに思うので、その辺はちょっと峻別していただかないと混乱をする。

先ほど(委員名)がおっしゃっている両論併記というのは、実は適正化委員会には書いてあるけれども、労働報酬専門部会には書いていないんですよ。労働報酬専門部会の段階では、そういう70%の話は、はっきり言うと明確に出されていなくて、多分それで記載されていないか、あるいはお話があったけれども却下されたか、ちょっと私はわからないんですけども、いずれにしても、労働報酬下限額について、適正化委員会で具体的な金額について言及するのは避けたほうがいいんじゃないか。そうしないと、労働報酬専門部会の役割が曖昧になるというふうに思うんですね。その点は御留意いただきたいと思うんです。

委員 そうですね。私も部会としてそう運営するのが条例の趣旨に沿う運営だと思いますので、今の(委員名)の意見に賛成します。

事務局 今の御指摘、別々にというような御趣旨の御発言かと思いますが。今たしか条例第7条の御指摘をいただいたかと思いますが。第7条、ちょっとお開きください。ここに労働報酬専門部会が書いてありまして、その1つ前、第6条に公契約適正化委員会のことが書いてございます。公契約適正化委員会

のほうからちょっと読み上げますと、区長の附属機関として適正化委員会を置きますと。今日全員そろっていらっしゃるこの委員会は、区長の諮問に応じて、次に掲げることを答申しますということで、全体的なことが書いてございます。それから第7条は「区長は、委員長に、労働報酬下限額を審議させるため」ということで、第7条は、当然公契約適正化委員会に対して区長は労働報酬下限額を審議してもらおうということになっています。そのために労働報酬専門部会を置きますと。ですから、労働報酬の部分については、委員会としてお出しいただくんですけども、特に専門性がありますので労働報酬専門部会を設けて、そこで議論をやって、お出しいただくときは適正化委員会としてお出しいただく……。

委員 それ、間違っていますよ。明文に反する解釈ですよ。第4条の3項の(1)を見てください。3項、区長は、前項の施策にあつては云々、(1)第7条の労働報酬専門部会の意見を聞いて下限額を定めるとなっているんですよ。適正化委員会となっているわけじゃないんですよ。4条3項の(1)には「第7条の労働報酬専門部会の意見を聴いて」と書いてあるんですね。ここに適正化委員会と書いてあるなら私は撤回しますけれども、私の指摘のとおり「労働報酬専門部会の意見を聴いて」ということで、ここではやっぱり労働報酬専門部会の意見が直接区長に出されるということで、予定していないとこういうふうにならないんですよ。だから、この条例どおりやっていただきたい。

事務局 今の御指摘で、区長の責務が第4条にございます。第3項の(1)に、第7条の労働報酬専門部会の意見を聞いて下限とすべき額を定めるということで、これは(委員名)の今おっしゃった内容かと思えます。私が申し上げましたのは、第7条に戻りますけれども、「委員会に、労働報酬下限額を審議させるため」という部分もございます。条例のつくりはこうなっていますので、両方読めてしまうんですけども、その意見を聞くというのが、答申を出すか出さないかという問題とは、ちょっとこれはまた別問題かと思えます。

委員 いやいや、そうではないでしょう。「労働報酬専門部会の意見を聴いて」なんだから、我々は意見を言う権限があるし、義務がある。

事務局 それはおっしゃるとおりだと思います。

委員 それをまとめるのがこの我々の仕事であって、それと別に適正化委員会が、労働報酬下限額を決定する権限や我々の部会の答申を変更する権限なんかないですよ。そのために2対2対2という、もともとは1対2対2だったけれども、労使同じ数を出して多数決でやろうという話になっているんです。

事務局 この委員会を通した形や労働報酬専門部会で幾らと決めたことが変わるということではなくて、これは区長が個別に労働報酬専門部会に意見を聞いて、それで定めていくという1つの手続の中の話だと思います。第7条のほ

うは、これは労働報酬専門部会を置いて、その役割の中で区長が「労働報酬下限額を審議させるために」、これは誰に審議させるためにということで、まず委員会を通してという部分がございます。

委員 通すとは書いていないんじゃないですか。今7条ですね。

事務局 ですから、委員会でひっくり返るとかそういうことではなくて、私どもは適正化委員会に対して諮問しておりますので、適正化委員会として答申をお出しいただく。その中に今（委員名）が言われた労働報酬専門部会の御意見が、こういう考え方でこういうこととなっていれば……。

委員 それは違うって。条文はそう書いていないでしょう、さっき私、4条の3項を言ったけれども。

事務局 第4条、区長の責務にそのように書いてありますけれども、これは労働報酬専門部会の意見を聞いて定めるとありますので、答申そのものというですから、その手法のお話だと思います。答申で区長に答えるのか、あるいは直接区長と意見交換会を持つのか、そこは考え方が違うんじゃないかなと思います。

委員 ごめんなさいね、区長の諮問は2つなんですよ、今日配られているけれども。そこに労働報酬下限額を定めると書いていないんですよ。この2つをやってくれと。なぜかというと、労働報酬下限額を定めるのは労働報酬専門部会の仕事だから、それはもう諮問以前の話として条例上予定されていることなんです。だから区長の諮問に入れる必要もなければ、入れたら二重になるんです。

事務局 そのところですけども、入れたら二重になるということではなくて……。

委員 だから入っていないでしょう。だから、委員会は、この2項目について答申を出す責務があるんですよ。

事務局 これは委員会として受け取って……。

委員 はい。だからそれは出してくださいと。ただ、この中に労働報酬専門部会の決めた下限額について言及……。一般論としては構いませんよ。だけれども、具体的に数字がどうだとか何とかということは、適正化委員会の権限ではないですよ。それを私は申し上げているんです。

事務局 これを読みますと、区長は、委員会に対して、労働報酬下限額を審議させるために部会を置くわけですよ。

委員 そうです、はい。

事務局 つまり委員会に当然こういう諮問をしていますので、委員会の中でも労働報酬下限の御議論があっても構わないわけですよ。

委員 議論はあっても構わない。ただ、答申は諮問に対するアンサーだから、

諮問されていないことを答申する必要はないだろうし、逆に、労働報酬専門部会の結論は、そのまま区長が聞かなきゃいけないんですよ。だから我々は区長に対する答申義務があるし、区長はそれを聞く義務がある。聞くというのは本当に耳にするという意味ですけれどもね。だから、中間答申のときはちょっと曖昧だったけれども、最終答申はその辺をちゃんと、それぞれの期待された役割をちゃんと峻別してくださいねというのが私の意見です。

事務局 適正化委員会に対して諮問している大きな丸2つがございます。「公契約の適正な履行を確保するために必要な施策について」ということで、これは皆さんの中で御議論いただく話なんですけれども、じゃ、その公契約の適正な履行の確保、つまり公共事業の品質の確保をもって区民の福祉向上、この目的をどう達成するかという部分もでございます。それから「区内産業の振興及び地域経済の活性化を図るための入札制度改革について」ということで、ここら辺を進めていくに当たって、これからいろんな御意見が出るかと思えますけれども、私、この間の議論を聞いておりまして、当然労働環境をきちんと保って、例えば社会福祉厚生費が払われているかとか、下請までどうなんだという御意見があったかと思えます。つまり公共事業の品質を確保するにはそこまできちんとやりましょうという御意見がありますから、これは諮問に対する答申を出す際にも、かなり幅広くお答えになれるんじゃないかなと思っております。それはその中に含まれても、当然労働環境を守るという点で労働者の賃金を上げることは大事だという御意見が入ってくるかもわからない。あるいは事業者側からして、余り上げられても、これは今度経営に問題が出てしまうという御意見があるかもわかりません。それはいいということによろしいですね。

委員 それは構わない。要するに、一般的な議論をすることは構わないし、それが諮問の答えとして出てくるのも構わない。だけれども、幾らにするかという問題は、労働報酬専門部会の専権事項だろうと言っているんです。そこを峻別していただきたいと。

委員 そうしませんと、前回の中間報告も、専門部会として区長に直接宛てているわけですよ。それはその条例に沿った運営に従っているということだと思いますので、そこはちゃんと確認しておいていただきたいんです。もちろん適正化委員会で議論することは可能ですよ。

事務局 例えば労働報酬専門部会で、設計労務単価何%ですよ、あるいは下限が幾らですよ、それは当然御議論として結論が、考え方も一緒に示されると思っております。それを労働報酬専門部会において適正化委員会に審議をしてもらう中で、適正化委員会の答申の中に載せていただくようなことによろしいですか。

委員 答申の中に載せるとおっしゃいますと。

事務局 金額の話です。もちろん今、(委員名)が言われたように、専権事項だと……。

委員 それは適正化委員会が報酬下限額の決定を修正できるとか、そういう意味じゃないですよ。論議をし、それなりの見解を述べることは、それは可能かもしれないけれども、報酬下限額の決定は、やはり部会の事項であるということだと思っんです。それを曲げてしまうと、例えば専門部会が決めたその答申をどういうふうの実現していくかという、そちらの問題が一番、区長の諮問事項にも言っているとおり、それを実現する条件として、車の両輪のうちもう1輪はどうするんだということが絶えず今回の議論になっているところで、要するに、下限額を決めることだけを先行させてしまうと、実はそれができないような契約になった場合どうするのかということが出てくるので、それで(委員名)がおっしゃるように、そういうことであるならば、ちゃんと契約の内容の改善というものをどう図るかということとあわせてやっていかないとできないというのが、これが事業者の意見として当然出てきているわけです。そのために、どういうふうにするのかという議論をしないといけないので、適正化委員会の議論の焦点は、むしろ入札制度の適正なあり方ということのどうするかということに、その答申を踏まえてそれを実現する条件を整備していくという課題になるんだと思っんです。

ですから、今回いただいた進め方を見てみますと、報酬下限額を決め、その決められたものが適正化委員会で認められなければ出さないということになりかねないと思っんですが、しかし、そうじゃなくて、両方守るということが、適正化委員会の役割というのがきちんと入札制度改革に、1つの大きな焦点があるということの意味していると思っんです。そこを事務局の運営が違った理解をしていると、これはちょっとこの委員会全体の運営にかかわってきちゃうと思っんです。

事務局 私が言っているのはそういうことではなくて、先ほどから、部会の中の御議論で、設計労務単価何%、あるいは労働報酬下限が幾ら、そういう御議論をなされて、部会として数字が出るとします。それは全然軽んじるわけではなくて、当然そういう議論の報告を手続的に適正化委員会にされると思っんですね。そこで、当然このメンバーは全体メンバーですから、いろんな御意見も出ると思っます。高過ぎる、低過ぎるという話も出るかも知れません。でも、それをひっくるめて上げていただきませんか、労働報酬専門部会は当然1つの意見ですし、それを変えるということではなくて、それに付随する意見もきちんと適正化委員会の御意見として上げていただくというふうに、それが一番いいんじゃないかなと私どもは考えておりますので、決してねじ曲げるとか……。

委員 済みません、先ほど私が何度も言っているように、適正化委員会の意見を聞いてじゃないんですよ、「労働報酬専門部会の意見を聴いて」なんですよ、条文が。だから可能なのは、まず適正化委員会は、大変だけれども会長に、中間答申と同じように最終答申として、区長に対する諮問として1項と2項を出してもらおう。これはこれとしてまず1本、これが本論ですから。その隣に、これは(委員名)は大変だけれども、労働報酬専門部会の最終答申として、労働報酬下限額を中心にしながら、そこで出た意見として入札改革に関連する部分もありますので、そこも書いてもらって、これセットで1つのものとして出していきたい。だから、ここに線があると言ったらおかしいんですけども、中心は会長がつくられる区長への答申。労働報酬専門部会は、みずからの狭い部分だけれども、そこに關しては(委員名)に書いていただいて、それはそれで一緒に出してもらおうということになるんじゃないかと。だから私は2本立てだと思っただけだけれども、そういうふうな理解で.....。

もちろん労働報酬専門部会の意見について、ほかの委員の方が高い安いを言うのは構わないんですよ、委員会として。ただ、決定権限というか、区長が聞く意見はこっちの意見だから、ちゃんとわかるように分けてくださいねと言っている。私が言っているのは、条文を素直に読むとそういうことに読めるので。

事務局 当然第4条第3項(1)は「労働報酬専門部会の意見を聴いて」ですから、御議論いただいたことを区長に伝えるというのは、これはストレートにそのままのお声を、あるいはどういう形かわかりませんが伝えていただく、これはもう全然異論はございません。今回私が申し上げているのは、諮問を適正化委員会に対して行っておりますので、そういう部分は残しつつも、結局この、を詰めていく中で、その部分に触れざるを得ないんじゃないかというふうに考えております。

委員 だから触れるのは構わないと言っているじゃないですか。

事務局 それは私が言うことではなくて、委員の皆さん方の御意見をそれに、労働報酬専門部会を集約するというんでしょうか、それにいろんな意見が.....。

委員 だから集約しちゃいけないんです。

事務局 済みません。

委員 労働報酬専門部会はあくまでも2対2対2でやっているんだから.....。

委員 そこははっきりしないとだめですよ。

事務局 そこはですから労働報酬専門部会の意見をもとに、適正化委員会としての意見もつけて、もちろんそれで原形が消えるということではなくて.....。

委員 意見もつけてがおかしいと言っているんですよ。個別に意見があるのは構わないと言っているんです。

事務局 個別の意見としてどういう形になるかは、また……。

委員 意見をつけちゃうと、それを専門部会の……。仮にそれが高いか安いかは別にして、6人というか、要するに労使対等というか、労使同じ数でやっている意味がなくなっちゃうじゃないですか、意見を聞いてになれば。そこは対決する意見を もともと、言い方はおかしいけれども、労働者は高いほうがいいということと言うし、経営者側は低いほうがいいと言うに決まっているわけで、そのために公益的委員としての2人がいて、調整をしながら、どこかでえいやっと決めるしかないわけで、えいやっと決めた後、それがバランスが悪いとか、こっちが安過ぎるとか高過ぎるとか、そういうような意見が仮にあるとしても、個人意見を言うのはいいけれども、委員会があたかも行司役のように、さらにそれを別な視点から評価して、いいとか悪いとか言うのはおかしいでしょうと私は言っているんです。だから、そこら辺を峻別してくれと言っているだけの話なんです。

事務局 そこは多分まとめ方の話になってくるかなと思います。

委員 そうなんですよ。

事務局 当然諮問に対する会長名での答申ですから、その中に労働報酬専門部会で議論された部分は当然原形をとどめて載せる形になるかとは思いますが、やはりこの諮問に対してさまざまな面で、労働環境の保全とか、あるいは事業者の経営環境の保全とか、そういう部分の意見をつけたいとなれば、それは当然つけていただく形になるかと思うんですね。

委員 もちろんです。そんなことは全然問題ないですよ。むしろ、それはつけてくださいと。

事務局 問題ないですよ。

委員 だから、わかりやすく言うと、労働報酬専門部会は、場合によったら別部門がいいのかもしれないね。何かつけちゃうというのがね、あるいは集約という言葉が……。

委員 つけるとおっしゃる意味は、要するに、それはあくまでも適正化委員会通しての1本という話なんでしょう、事務局がおっしゃるのは。

事務局 いや、私は、今おっしゃった部会での議論は原形をとどめてお出しくださいと言っていますね。つまり手を加えないということです。

委員 原形をとどめるというか、部会の答申は部会の答申として、それ自体が1つの自立した部品なんです。それと、それを実行するための必要な要件の整備を、例えば建設産業政策であるとか、あるいは入札制度の改善であるとか、それを取り囲む設計や積算のあり方の改善であるとか、そういうものをつけて初めて適正化委員会の役目全体が専門部会の答申と組み合わせさせた形で答申されるということになるんじゃないですか。

事務局 それで、私、1つ心配していますのは、前回、中間報告をお出しただいて、2本立てで報告を受けました。議会のほうからの意見にもあったと記憶しておりますが、適正化委員会の報告に書いてあって中間報告には書いていなかったりとか、どうしても二重に出されていて表現が違っていたりという部分もあって、わかりにくい面が出てしまうんじゃないかという懸念があります。ですから、そのところは、お出しいただく段階でダブらないようお願いしたいなと思っております。

委員 そこが答申の議論をどう煮詰めていくかというこの委員会の役目なんですよ。

委員 それは全く同じ意見です。

事務局 じゃ、少なくともこの第4条に基づく区長の責務に関して、労働報酬専門部会として区長に意見をきちんとお出しいただくと。

委員 それは条例どおりやりましょうよ。

事務局 それは報告という形でお出しいただくということによろしいですか。

委員 答申ですね。

委員 いや、報告のほうがいいんじゃないですか、むしろ。答申に対するアンサーは委員会が行う。

事務局 答申としてお出しいただくのは適正化委員会から出していただくということによろしいですか。

委員 そうそう、そのほうがいいよね。労働報酬専門部会は報告書という形で、第4条と書いて、その報告と出したほうがいいんじゃないですか、むしろ。第4条3項(1)の報告という形で出したほうがはっきりするんじゃないですか。答申はあくまでも適正化委員会に求められている。

委員 そうです、適正化委員会の答申です。わかりました、それでいきましょう。

そうしますと、ちょっと意見ですけれども、この日程の問題なんですけれども、労働報酬専門部会は2回は最低必要だと思うんですけれども、今の議論からいいますと、適正化委員会の議論というのは、8月15日は予備となっておりますから、実質上1回ですよ。そうなると思うんですが、事務局の提案はどうですか。

事務局 一応予備というのは皆さんのいろんな日程の中で入れているだけでございます。ですから、例えば7月28日、適正化委員会を一応予定しております。その間にまた日程等が合えば適正化委員会を開くとか、あるいは労働報酬専門部会のほうでも今6月20日と7月4日と入れています。逆に労働報酬専門部会のほうでこの間にもう1回メンバーの皆さんがやりましょうという話であ

れば、それもまた私どものほうで検討させていただくような形になりますので、この8月15日（月）予備というのは答申確定としておりますが、あくまでも私どもが日程調整させていただいた中での最終日でございますので、逆にこれを超えてもう1回開くとか、その辺についてはこの委員会の中で確認していただければいいと思います。それをもとに私どもは、財政なり企画のほうに9月頭ぐらいになるとか、そういう話をさせていただきます。

あくまでもこの5月16日から8月15日という日にちについては、申しわけございませんけれども3月の段階でのお話ですので、例えば今の中で7月4日は都合が悪いとか、そういう方もいらっしゃると思います。ただ、その中で、7月4日、ほかの委員さんたちは全部オーケーなので開きましょうとか、そういう御議論もあると思いますので、あくまでも5月16日から8月15日というのは、この間の日程の調整をさせていただいた話だけですので、委員会のほうでもう1回開くという形のものがあれば、それはそれで私どものほうは受けとめる形になろうかと思えます。

会長 適正化委員会のほうからしても、議論といいますが、それをするときが答申の前で2回は欲しいなというのがあるんですね。それがこの日程でということであれば、大変時間が長くなってしまって申しわけないときもあるかもしれないんですが、例えば適正化委員会を行い、その後、労働報酬専門部会を行うとか、労働報酬専門部会を行い、その後、適正化委員会をやるとか、何かそういうような形で議論の時間はとりたいというのが思っているところなんですけれどもね。

委員 そのとおりで、多分私が相当潰しているかなと思っているんですけど、潰しているというのは、例えば（委員名）だけ出られない日が幾つもあるかなと思っていて大変恐縮なんですけれども、場合によったら8割ぐらい出られる日をもう1つ、7月28日の前に会長が必ず出られる日で最初に入れてみて、それが難しければ6月20日、7月4日のどっちかを生かすというのもあるかなと思っているんですね。あるいはまた別な日があらわれるかもしれないので、とりあえず7月28日の日程から先に決めて、その前あたりにもう1回、会長の御都合で今出していただいて、決めたらどうですか。まず本委員会のほうは絶対に答申を出さなければいけないので。

委員 私は、（委員名）が先ほどおっしゃっているように、下限額だけ決めるという話がずうっとこの間、そういう印象で受け取られてしまうような流れがあるので、区長に答申を渡したときも心配して直接申し上げたんですけども、報酬専門部会はそれを決定するだけの話じゃなくて、ぜひ両輪のもう1つのほうをちゃんとまとめて2つセットで出してくださいということをお願いしているのはその意味で、どうしてもこの日程でいきますと……。

委員 いや、ちょっと先生と意見が違ふのは、労働報酬専門部会の中心部分はやっぱり下限額なんです。本当は先生がお書きになったところは、むしろ会長がリライトしていただいて、もちろん協力していただいて、むしろ全体答申の中に入れたほうがいいかなと。その意味では、そこのところはむしろ一本化したほうがいいかなと。ちょっと先生には言いにくいんだけど。

やっぱり労働報酬専門部会というのはむしろ下限額のほうを中心に、もちろんそのために前提があるんですけども、前提こそぜひこの委員会で、区長が諮問している事項ですので、むしろそこは適正化委員会の最終答申に入れて一本にしたほうが重みがあるかなと思って、先生には大変申しわけないんですけども。

委員 その議論の日程が、これからいくと1回しかない。

委員 まず労働報酬専門部会のはけて、適正化委員会の日程を会長の御都合で7月28日がよければよし、それともう1回、1カ月ぐらい前にどこかに入れるというのを今やってみませんか。

事務局 ちょっとその前によろしいですか。ここに5月16日、答申項目と書いてあります。これはあくまでも事務局が、これまでの御発言からピックアップした本当に任意のものといえますか、キーワード的なものなので、もちろんこれにとらわれず、私どもの区長からの諮問は大きな丸が2つございますので、恐らくこういう議論になるのではないかとということで仮にピックアップしたキーワードですので、これにとらわれずということをお願いできればと思います。

事務局 日程調整につきましては、申しわけないんですけども、区のほうもかなり狭いので会議室がとれないんですが、ここであれば多少なりのあれはできるので、あとは各委員さんのほうで、7月28日前である程度の委員さんが集まれる状況、あるいは先ほどお話しありましたけれども、例えば7月4日は1日大丈夫だという意見を3月の段階ではいただいていますので、午前中に労働報酬専門部会を開いて午後には適正化委員会をやるとか、2時間、2時間ぐらいで丸1日潰れちゃう可能性もあるんですが、そういう形でもよろしいですし、逆に新たな日にちで皆さんが参加できる日にちを選んでいただければ、私どものほうはその日をセットさせていただく形になろうかと思います。

〔日程調整〕

事務局 確認ですけどもいいですか。6月20日月曜日、午後3時半から午後5時半ぐらいが労働報酬専門部会、約30分休憩をとって、午後6時から適正化委員会。皆さんの御都合のほうはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

会長 7月4日は、午前10時から適正化委員会。

委員 午後1時半から午後3時半が専門部会。ダブルヘッダーで、午前中が委員会、午後が部会。これであと文章化は、会議で大体議論を尽くして、あとはメールのやりとりで。

会長 7月28日は午後1時半から午後4時、適正化委員会。

委員 済みません、要望なんですけれども、これからやる会議のときに、ここに来てから何をしますというのだと、結局最初の30分、1時間、それだけで時間が過ぎてしまうので、できれば前もって、このときはこういう議題なので、例えばこういう意見を各自まとめて持ってきてくださいとか、もしくはこういう提案文書があるからそれについての意見をというのを事前にいただかないと、今日も何となく会議の進め方をどうするかだけで1時間過ぎてしまって、次のときもまた何を議論しますかで半分終わってしまうと、せっかく皆さんお忙しい中集まっていたのに大変時間ももったいない気がしまして、できれば前もってメールで、資料を含め、議題を含め、提案文書を含めいただきたいというのが要望です。

事務局 わかりました。

会長 適正化委員会からすると、6月20日は、どういう答申の組み立て方をするのかと。先ほどの労働報酬専門部会の話もありますけれども、答申としてどういう組み立て方をするのか。中間報告がありますので、そこら辺をベースに御議論をいただければと。

委員 そうですね。事務局と部会長、もしくは事務局と会長の案をある程度先にいただいておけば、皆さんそれなりにそれに向かって考え方を持ってこられると思うんですね。

委員 今日の資料の答申項目の最初のポツの入札制度改革への提言というか課題と、1つ飛ばして実効性の担保、この2つが適正化委員会の次の議題だと思うんですけれども、それをどう詰めるか。それを事前に準備して議論することですね。

会長 ここで言うところの実効性の担保というのは、どのようなイメージでここに文字を落とされたんですか。

事務局 これはもうこれまでの議論の中でキーワードとなってきたことをここに入れてありますので、むしろそれぞれの委員さんが、こういうイメージで実効性を確保したらいいんじゃないかというお考えをお持ちだと思いますので、その御意見をもとにおまとめいただければと考えております。

委員 例えば実効性の担保でいくと、幾つかもう既に、都内各所そうですし都外もそうですけれども、条例ができているところだったり要綱でやられているところなんかですと、例えば港だったり足立だったり渋谷だったり、事業者向けの手引だったり、そもそも条例の考え方はどういうもので、発注者とし

てこういうことを受注した事業者にはお願いしますねというようなものを条例が施行される前に既につくられていて、それを周知するための事業者向けの説明会であったり、働く人向けの説明会だったり、そういうものが開かれているんですけども、既に施行されて1年、下限額が決定されて既に1カ月以上たっているんですけども、世田谷区では全くそういうものがされていない。それは実効性の担保どころか、周知がほとんどされていない状況なので、もし次回そういう議論をされるのであれば、やっぱり事務方のほうから、例えば世田谷区の条例に合った手引のたたき台でもいいですし、項目だけでも結構なんで、そういうものを御準備いただいて、その上でその中身について議論するとか、そういうこともぜひ検討いただければと思うんです。

委員 賛成ですね。港区なんかは3回ほど事業者に通知をし、セミナーを開いて、どういうふうに対応するかという講習のようなものを作っておられますよね。そういうことをできるだけ周知しておくということが1つと、足立区なんかのケースですと、区の職員が条例に関する研修会を開いたりして、建設契約ばかりじゃなくて委託業務その他、各部局にまたがっているところが多いと思いますので、そういう方々にも条例の中身と進め方について徹底するような研修といいますか、そういうものが実効性を担保する大きな条件になってくるんじゃないかと思いますので、そういう点もひとつ工夫をお願いしたいなと思っています。

会長 区のほうとして、条例とかその手引とか、そういうものに対してどう考えるというお考えがもしあれば、それはそれで出していただいて、それも踏まえながら、いや、こういうようなやり方がいいよという答申をこの適正化委員会からすれば出していくと。そのときにお考えはないよと言われてしまうと、かなりいろんなものがわあっと出てしまうこともあるかなと。こんな要素は考えているけれども、そこら辺は時間的にこういうタイムスパンで考えているというようなことであっても、具体的な中身でなくても構いませんので、もしお考えがあればぜひお願いします。

事務局 はい。

委員 先ほどの(委員名)の話も含めてちょっと考えて、要するに、入札のときの発注単価というんですか、仮に85%を入札されて落札された業者の方にお問い合わせするとすれば、それができるだけ予算をどうやって確保しておいて、それが入札価格にどう反映するのかというようなことが私は一番、発注者のほうのスタートが大事だと思うんで、そこ抜きに幾ら業者や労働者のほうに言っても始まらないというので、そこをどう担保するかは、私たちは実務についていないので、区のほうでむしろ……。区はいろんなところで発注して、多分学校は学校なりのそういう部門があり、土木は土木であり、それぞれまた違うだ

ろうと思うので、その発注者の人たちがこの考え方を頭に前提にして、85%を払える値段は幾らかを算定し、その予算を確保するにはどうしたらいいかというあたりが、単なる研修というよりはそのものかもしれない。それをどう世田谷区でやれるかによって、これが守れるかどうかが決まるかなと私なんかは思っています。

ちょっと抽象的な話なんだけれども、むしろ区の中の方々が、こういうふうにしたらなるんじゃないかと。その1つとして、発注者の積算のやり方と、それをどうやって値段に反映するのかというあたりも、たしか前に（委員名）ですか、そう言ったって結局何平米で決まってくるんだから、1平米幾らで来るんだから、単純に織り込めないんじゃないかと。そうすると、1平米幾らの中にどうやって初めに織り込んでお願いするかというあたりがないと、結果的には1平米幾らで、それが結局85%出しちゃったらやっていけなくなっちゃうみたいな話になっちゃうんじゃないかなと。その辺のところは私も素人でよくわからないけれども、それをどうやってやるかというのが一番、さっきの高いか安いかの問題も含めてあるのかなと。その辺がまさに実効性の担保の問題だなとっております。

それから、その上の労働報酬下限額設定の考え方ということで、ちょっと私、今日ペーパーがあるので配っていただけますか。実は、この間お呼びいただいたシンポジウムで私が発言した内容を、意見書という形で持ってきました。この間、シンポジウムで5分ということでこれを読んだんですけれども、今日どうこうじゃないんです。次回、下限額の考え方で、設計労務単価のほうは下限額についていろいろと説明があったんですけれども、1093円のほうは反対意見も余りなかったので、議論が余り深まっていなかったもので、説明がなかったので、なぜ1093円が妥当かということで、いわゆる高卒初任給という意味がどうしてそうなるかというのは、同一労働同一賃金の原則なんですね。今、安倍首相が盛んにおっしゃっていただいている。経験がなくて、いわゆる1年目で資格もない人たちがもらう給料、少なくともそれよりも上だろうということで、それが1093円だということですね。

あとは官製ワーキングプアと言って、この間、シンポジウムでは、たしか連合世田谷だと2000時間で計算していると。やっぱり2000時間でも1000円いかないと200万円削っちゃうんですよね。私は1800時間で計算したんですけれども、官製ワーキングプアと言われて、要するに、お役所がワーキングプアを生み出していると指摘されているわけで、そういう意味では200万円を超えるにはどうするかというと、2000時間でも1000円、1800時間だったら1111円。ここはぜひそういう観点は、せっかく公契約条例と言って区役所が先頭に立ってワーキングプアをなくそうと言っているときに、やっぱり1000円を切るというのは情け

ないと。

3つ目が最低賃金で、これは首相も最賃1000円にしるとおっしゃっているのに、最賃1000円にしると言っているのに、公契約条例がそれより低い900円台というのはとてもないでしょうというのが私の考えです。そういう意味ではちょっと御不満の方も多いと思うけれども、でも、公契約というのは最低賃金よりも上だというふうに考えられているわけですから。

ただし、この間、私ちょっと考えたんですが、やっぱり950円にしたのは、それなりの実務的な総合判断があったのかなと思います。そういう意味では私どもも、これは（委員名）と同じで、29年度、来年どうするかということはもう1回考え直したほうがいいと。1年でぱっと上げるんじゃなくて、何年かに分けてそこまで上げるというのもあるのかなということで、私のほうは1093円で正しいと思うけれども、区の財政問題いろいろあるとすれば、29年度でいきなりそこまで行くか、もうワンクッション、そこを目指しつつも山登りを一応5合目で休んでまた登るのかということがあって、そういう意味では1年で登らないというのもあるのかなというのはちょっと反省をしております、私としては2年ぐらいをめどに、29、30年度でトータル3年になりますので、30年度には1093円になるように、来年度はその中間のところをどこか決められればというような形で思っていますということで、この労働報酬下限額の考え方も、設計労務単価のほうは説明が出ているんですけども、こっちはないので、合っているかどうかじゃないです、一応私なりの説明です。この間5分間で発言させていただいたので、同じ趣旨をちょっと意見書に書きましたので、ぜひ御参考にしてください。

会長 そうしますと、今日は答申に向けてということで、スケジュールと、そういう中でどういうことを議論していくのか、先ほど来からあった話ということで、具体的にこの事柄について議論をしていくのは6月20日からということです。ただ、議論をするに当たってはあらかじめという（委員名）からのお話があったと思います。それは最大限努力して対応できるようにしたいと思います。

ほかはよろしいですか。

次にその他ですが、これは何か。

事務局 1点だけよろしいですか。先ほど6月20日からずっと日程を入れておりますけれども、今後の予定ですので、仮に委員の方で急遽欠席等もあるかもしれません。ただ、その場合につきましては、申しわけないんですが、もう答申とかの日にちも決まっておりますので、仮に欠席だったとしても開催させていただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

委員 やむを得ないと思いますね。

事務局 では、そういう形でやらせていただきます。

会長 ただ1点だけ決めていなかったのは、8月15日に答申確定というところに関してはわざとちょっと外したんですが、これは6月20日にどういう組み立てをするのかということで、そのまま8月15日で行きましょうというふうに、その時点で決めようと思っていますので。ただ、予定はぜひお願いいたします。

事務局 はい。では、申しわけないですけども、万が一そういう形であれば委員会の用意をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

委員 7月28日までにやりましょうよ。私はあいていますよ、あいているんですけども、いかにも……。

事務局 事務局からは以上です。

会長 ほかはよろしいでしょうか。

よろしければ、今年度第1回の委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。